

令和5年5月2日

宇都宮市悠久の丘 ご利用の皆様へ

宇都宮市悠久の丘
宇都宮郷の森斎場株式会社
代表取締役 神谷 唯男

新型コロナウイルス感染症の5類への移行による 宇都宮市悠久の丘における対応についてお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご協力を頂いているところですが、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが5類へ移行することに伴い、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（厚生労働省・経済産業省、令和5年4月26日、第4版）が令和5年5月8日付で適用されること及びその他各業種別ガイドラインが廃止される見込みであるため、宇都宮市悠久の丘における新型コロナウイルス感染症感染防止対策について見直しを行い、次のとおりとしますのでお知らせします。

1. これまで制限をかけていました以下の対応を廃止します。
 - ・ 式場及び待合室等の収容人数を定員の半分以下の参加人数にする。
⇒定員どおりの使用に戻します。
 - ・ 待合室へのパーティションの設置
⇒パーティションを撤去します（今後は利用者の要望があれば、貸し出しますので、葬祭事業者様が設置・消毒清掃・片付けを行って下さい）。
 - ・ 施設利用時の「確認書」の提出
⇒不要とします。
2. 以下の対応は継続します。
 - ・ 消毒液、サーマルカメラ、非接触型体温計の配備
3. 上記1の対応は、令和5年5月8日のご利用から実施します。

なお、コロナ感染症が未だ収束したわけではないので、5月8日以降の感染対策は、個人や事業主の判断に委ねることが基本となり、自主的な感染対策に取り組んで頂くこととなりますので、基本的な感染対策（こまめな手洗い、消毒、咳エチケット等）をお願いします。

以上

問合せ先 宇都宮市悠久の丘 担当 橘、石橋 TEL 028-649-1150 FAX 028-648-9188
